

新潟市火災調査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年4月1日

新潟市消防局長 阿部 一彦

新潟市消防局訓令第10号

新潟市火災調査規程の一部を改正する規程

新潟市火災調査規程（平成17年新潟市消防局訓令第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第43条」を「第42条」に改める。

第3条第2号中「、その他警防活動」を「その他警防活動」に改める。

第8条中「並びに」を「及び」に改める。

第10条第2項第1号中「及び図面作成等」を「、図面作成等」に、「並びに」を「及び」に改める。

第11条中「及び調査器材等」を「、調査器材等」に改める。

第13条中「、その他調査」を「その他調査」に改め、同条第4号中「その他の関係機関」を「その他関係機関」に改める。

第15条第2項中「、その他関係者等」を「その他関係者等」に改める。

第18条第1項中「又はその他の死者」を「その他死者」に改める。

第19条第3項中「立合人」を「立会人」に、「、言動」を「及び言動」に改める。

第20条及び第23条中「供述」を「申述」に改める。

第24条第1項ただし書中「供述」を「申述」に改め、同条第3項ただし書中「及び」を削る。

第25条を次のように改める。

（質問調査書）

第25条 調査員は、質問により知り得た事項で、調査上必要があると認めるものは、質問調査書（別記様式第1号）に、被質問者の申述を正確に録取しなければならない。

2 調査員は、前項の質問調査書を被質問者に閲覧させ又は読み聞かせ、修正の機会を与えるものとする。

第26条中「前条第2項のほか通訳人の署名を求めておかなければならない。ただし、これを拒んだ場合は、この限りでない。」を「その旨を記載する。」に改める。

第28条中「命ずるものとする。」を「命じ、又は報告徴収書（別記様式第2号の2）により必要な事項の報告を求めるものとする。」に改める。

第33条中「質問、その他の関係資料」を「質問その他関係資料」に改める。

第35条第2項中「出火出動時における見分調書」を「出火出動時における見分調査書」に、「実況見分調書」を「実況見分調査書」に、「鑑識見分調書」を「鑑識見分調査書」に、「火災初期行動調査表」を「火災初期行動調査書」に、「質問調書」を「質問調査書（別記様式第1号）」に改め、「（別記様式第17号）」を「火災報告取扱要領第1号様式（その3）」に改める。

別記様式第1号及び第2号を次のように改める。

別記様式第1号(第25条関係)

火災番号 第 号

質 問 調 査 書 (第 回)

表記の火災について、下記の者に質問したところ任意に、次のとおり申述した。

年 月 日

所 属
階級・氏名

申述者	住 所	
	職業・氏名	
	生年月日	年 月 日生(歳)
	連絡先	
聴取日時	年 月 日 時 分ごろ	
聴取方法	<input type="checkbox"/> 立会い <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> その他()	

別記様式第2号(第28条関係)

第 号 年 月 日
様
印
資料提出命令書
年 月 日 時 分ごろ、 で発生した 火災について、火災調査のため必要があるので、消防法第 条の規定に基づき、下記資料を 年 月 日までに提出するよう命ずる。 なお、本命令に従わない場合は、消防法第 条の規定により処罰されることがある。
記
教示 この命令に不服のある場合には、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に新潟市長に対して審査請求をすることができる。 また、この命令については、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において新潟市を代表する者は、新潟市長となる。）。 なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

別記様式第2号の次に次の1様式を加える。

別記様式第2号の2(第28条関係)

第 号 年 月 日
様
印
報 告 徴 収 書
年 月 日 時 分ごろ、 で発生した 火災について、火災調査のため必要があるので、消防法第 条の規定に基づき、下記事 項を 年 月 日までに文書をもって報告するよう要求する。 なお、報告せず、又は虚偽の報告をした場合は、消防法第 条の規定により処罰され ることがある。
記
教示 この命令に不服のある場合には、この命令があったことを知った日の翌日から起算し て3か月以内に新潟市長に対して審査請求をすることができる。 また、この命令については、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6 か月以内に、新潟市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟に おいて新潟市を代表する者は、新潟市長となる。）。 なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があっ たことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟市を被告として処分の取消し の訴えを提起することができる。

別記様式第5号及び別記様式第6号中「印」を削る。

別記様式第10号から別記様式第13号までを次のとおり改める。

別記様式第10号(第35条関係)

火災番号	第	号
------	---	---

火 災 原 因 判 定 書

表記の火災について、次のとおり判定した。

年 月 日

所 属
階級・氏名

出火場所	
------	--

出火年月日	年 月 日
-------	-------

年 月 日

別記様式第11号(第35条関係)

		火災番号 第 号
出火出動時における見分調査書		
表記の火災について、 年 月 日 として消防活動に従事し、次のとおり見分した。 所 属 階級・氏名		
出火場所		
出火年月日	年 月 日	

別記様式第12号(第35条関係)

火災番号	第	号
------	---	---

実 況 見 分 調 査 書 (第 回)

表記の火災について、火災調査のため、次のとおり見分した。

年 月 日

所 属
階級・氏名

日 時	年 月 日	年 月 日	時 分	開始	終了
場所及び物件					
立会人氏名					

別記様式第13号(第35条関係)

火災番号	第	号
------	---	---

鑑識見分調査書(第 回)

表記の火災について、火災調査のため、次のとおり見分した。

年 月 日

所 属
階級・氏名

日	時	年	月	日	時	分	開始	終了
場所及び物件								
立会人氏名								

別記様式第14号中「火災初期行動調査表」を「火災初期行動調査書」に改める。

別記様式第15号中「印」を削る。

別記様式第16号を次のように改める。

別記様式第16号(第35条関係)

(表)

火災番号 第 号						
損 害 調 査 書						
<p>表記の火災について、次のとおり調査した。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所 属 階級・氏名</p>						
番 号						合 計
り災関係者 区分住所	占・管・所	占・管・所	占・管・所	占・管・所	占・管・所	/
職氏年 業名齡						
建 物	用 途					/
	構 造					
	階 数					
り災前 建物面積 m ²	階					
	階					
	階					
	階					
	合 計					
焼 損 床面積 m ²	階					
	階					
	階					
	階					
	合 計					
焼 損 表面積 m ²	階					
	階					
	階					
	階					
	合 計					
焼 損 程 度	全 半 部 ぼ 焼 焼 分 や	/				
り 災 程 度	全 半 小 損 損 損					
り災人員 人						
火災損害 額千円	建 物					
	取 容 物					
	そ の 他					
合 計						

(表)

番 号							合 計
り災関係者 区分住	住所	占・管・所	占・管・所	占・管・所	占・管・所	占・管・所	
	職氏年 業名齡						
建 物	用途						
	構造						
	階 数						
り災前 建物面積 m ²	階						
	階						
	階						
	階						
	階						
	合 計						
焼 損 床面積 m ²	階						
	階						
	階						
	階						
	階						
	合 計						
焼 損 表面積 m ²	階						
	階						
	階						
	階						
	階						
	合 計						
焼 損 程 度	全焼 半焼 部分 ぼや						
り 災 程 度	全損 半損 小損						
り 災 人 員	人						
火 災 損 害 額 千 円	建 物						
	取 寄 物						
	そ の 他						
	合 計						

別記様式第17号を削る。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。